

スチュワードシップ活動体制

スチュワードシップ監督委員会委員長メッセージ

“サステナビリティの視点を重視した スチュワードシップ活動に期待します”

筒井 澄和
社外取締役

当社では、スチュワードシップ委員会を意思決定機関として、スチュワードシップ活動全般を運営しています。そしてスチュワードシップ委員会を監督する機関として、委員の過半数を社外取締役で構成するスチュワードシップ監督委員会を設置し、社外取締役のわたしがその委員長を務めています。

当社のスチュワードシップ活動は、投資先企業との建設的対話（エンゲージメント）と議決権行使という2つの活動がその中核を占めています。これらによる企業価値の向上が投資リターンの向上につながるからです。そこではサステナビリティの視点を重視しています。企業の本源的価値の中核はその企業の将来の収益の総和ですが、サステナビリティは収益の時間軸を規定するものだからです。

さて、当社のスチュワードシップ活動には、当社ならではの特色がいくつかあります。

第一に、アナリスト、ファンドマネージャー、スチュワードシップ・チームの三主体が一体となって取り組む活動体制です。これによってエンゲージメ

ントから議決権行使まで一貫した活動が実現できています。

第二に、当社で「リンゲージメント®」と呼んでいるエンゲージメント活動です。当社がハブとなって投資先企業同士がコーポレート・ガバナンスに関する情報交換を行う機会を提供するという活動で、これによって「知」の新結合による企業価値向上に貢献できています。

第三に、企業の価値を評価する際に、無形資産に着目していることです。その計測手法はドラッカー研究所と共同で開発しています。さらに、ESGについては、当社独自の計測手法を開発しています。

当社のこのようなイノベーション力をわたしは高く評価しております。これからも一段のブラッシュアップやさらなる新手法の開発を進めていってほしいと思っています。そして、それによって、当社のスチュワードシップ活動力が一層高度なものへと成長し続けることを期待しております。

当社のスチュワードシップ活動方針

スチュワードシップ活動に関する基本方針

当社は、資産運用会社として、各金融商品の約款等に定める基本方針等に沿って、それぞれの運用目的に沿った運用目標を最大限達成するように努め、受託者責任（忠実義務、善管注意義務）を遂行することを第一義と考えています。

この目的を達成するためには、株式や債券といった投資対象資産の適切な選択だけでなく、それらを発行している企業や団体（以下、「企業等」）の中長期的価値や持続可能性の向上が不可欠であり、同時に社会の持続可能性の維持が前提となります。

当社は、スチュワードシップ活動を通じ、企業等の中長期的価値や持続可能性の向上に寄与し、社会の持続可能性の維持に貢献することで、運用業務における受託者責任を果た

すとともに、企業としての社会的責任をも果たしたいと考えています。

以上の考え方に基づき下記の各方針を、当社ホームページに開示しています。

- ESG投資方針
- 企業等との建設的な対話の方針
- 議決権の行使に関する方針
- スチュワードシップ活動に関する基本方針

+ WEB 詳細は、下記をご参照ください。

スチュワードシップ活動
<https://www.daiwa-am.co.jp/company/managed/result.html>

スチュワードシップ活動体制

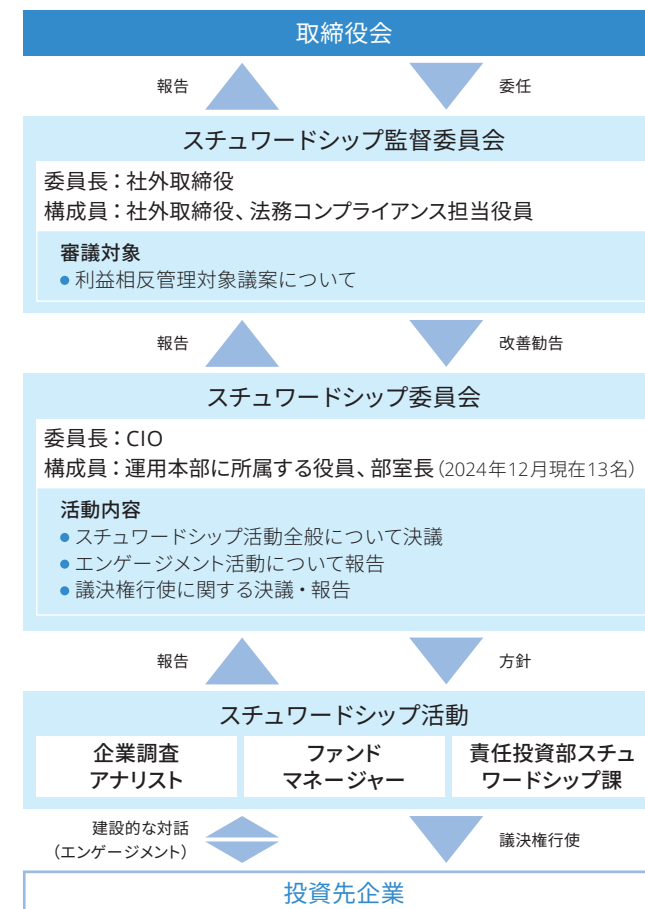
実務方針などの意思決定はスチュワードシップ委員会が行い、スチュワードシップ監督委員会ではスチュワードシップ活動における利益相反状況の監督を行っています。

スチュワードシップ委員会は利益相反の懸念を払拭するため、販売会社とのリレーションを統括するマーケティング本部、および大株主との折衝を担当する経営企画部のいずれかを兼務する者は、運用本部に所属している場合でもメンバーから除外しています。

当委員会では、企業との建設的対話の情報や今後の方針、議決権行使方針、ESGを含むサステナビリティに関する調査や投資の方針、および気候変動や人権に関する国際的イニシアティブなどについて情報共有を行い、方針等の改定、イニシアティブへの参加について、審議、決定しています。

スチュワードシップ監督委員会は、社外者が過半数を占めることから、当社経営とは独立した立場で議決権行使を含むスチュワードシップ活動における利益相反管理を監督し、取締役会への報告や必要に応じて利益相反状況に関して改善勧告等を行う体制としています。

体制図



利益相反管理

利益相反管理方針

当社は、大和証券グループの一翼を担う資産運用会社として、受託者責任（フィデューシャリー・デューティー）を重視し、日々の業務を遂行しています。資産運用業務を行うにあたっては、当社または大和証券グループ各社と、当社が設定・運用する投資信託等の受益者（以下、受益者）との間で利益相反が生じる可能性があることに留意しています。このような状況を踏まえ、当社では、受益者の皆様の利益が不当に害されることを防止するため、利益相反

の可能性のある取引等を管理する体制を整えています。当社は、受益者の皆様に安心して当社のファンドをご利用いただけるように「利益相反管理方針」を策定し、その概要をウェブサイトで公表しています。

+ WEB 詳細は、下記をご参照ください。

利益相反管理方針(概要)
<https://www.daiwa-am.co.jp/company/policy/interest/index.html>

議決権の行使に関する方針
https://www.daiwa-am.co.jp/company/managed/guideline_03.pdf

議決権行使における利益相反管理

スチュワードシップ委員会は、当社と資本関係を有する企業（大和証券グループ本社等関連会社）や営業上の関係を有する企業（当社投資信託の販売会社およびその親会社）に対する議決権行使を、利益相反が生じ得る特定の場合として管理します。これらの企業の議案のうち、当社の賛否判断基準において「個別に検討する」と定められている議案にあつては、外部の専門機関の助言に従って議決権を行使することにより、利益相反の排除と、行使判断の中立性を確保します。ただし、スチュワードシップ委員会に

おいて、企業価値および少数株主利益の向上の観点から当該推奨に従うことが適切でないと判断した場合には、独自に賛否を決定することとします。利益相反管理対象企業の議決権行使内容については、定期的に「スチュワードシップ監督委員会」に報告します。なお、スチュワードシップ委員会の求めに応じて、スチュワードシップ委員会における個別審議または賛否の決定前に、監督委員会の助言を受けることができるものとします。

議決権行使助言会社の適切な利用について

当社では、議決権の行使に関する方針に従い、利益相反管理対象企業（以下、利益相反企業）の株主総会議案のうちあらかじめ定めた条件に該当するものにつき、外部の議決権行使助言会社（以下、助言会社）の助言を利用しています。なお、ここでいう助言とは投資顧問契約などの投資アドバイスではなく彼らの意見表明に過ぎないことをお断りしておきます。

助言会社とは毎年、定期的に会合を開いており、日本および海外主要国のコーポレート・ガバナンスを巡る状況や、議決権行使のトレンドと行使結果の背景分析などについて情報共有と意見交換をしています。

また、助言会社が議決権行使助言方針の改定を予定する際には、事前に変更点と考え方について説明を受けるとともに議論を行い、当社の考えを意見表明しています。

実際に利益相反企業の該当する議案が提出される場合には、助言について賛否判断根拠を精査すると同時に当社のアナリストなどからも意見を聴取し、助言が適切であることを確認します。

仮に助言が、企業価値と少数株主利益の観点から当社方針にそぐわないと考えられる場合には、スチュワードシップ委員会にて審議を行い、結果的に助言とは異なる行使の決定を行うこともあります。その場合、助言会社に対しては事後的にその事実をフィードバックしています。

なお、そのような場合を含めて利益相反企業の議決権行使結果がスチュワードシップ監督委員会に報告されることで、利益相反管理が適切に行われるような仕組みを構築しています。

2024年の議決権行使助言会社との会合

1月	リサーチ体制、取り組み内容についての説明と意見交換
7月	6月総会の振り返り、およびアジア太平洋地域リサーチ責任者との意見交換
11月	今後の助言方針の改定についての説明と意見交換

活動報告

サステナビリティ向上への取り組み

サステナビリティ人材の育成

社内

2024年1月より、ESG人材育成に向けた取り組みの一環として、当社のスチュワードシップ活動やESG、サステナビリティにかかる取り組み等に関して、一定水準の知見を有する社員であることを証明する、以下の社内認定タイトルを新設しました。タイトルの取得を推進することで、当社全体のサステナビリティにかかる説明力の向上を図っています。

サステナビリティ・アソシエイト

ESG、SDGsについて基礎から学ぶことができる、外部指定講座を受講し、ESG、SDGsの基礎を理解したうえで、責任投資部が作成した認定試験（月に一度程度開催）を受け、一定点数以上の合格をもって認定を行っています。

主任職以上の職員を対象とし、希望者は随時、外部指定講座を受講することができます。

2024年は39名が認定を受けました。

サステナビリティ・リーダー

サステナビリティ・アソシエイト認定者を対象に、社内公募のうち、責任投資部にて、当社のスチュワードシップ活動やESG、サステナビリティ全般に関する講義を含めたカリキュラムを約3カ月間履修します。カリキュラムの一部として、エンゲージメントへの陪席や、議決権行使の実習を通じて自社のスチュワードシップ活動をより深く理解するとともに、外部のESGアナリストとのミーティング等にも参加することにより、専門的かつタイムリーな知見を習得できる内容となっています。

2024年は、社内11部署から計15名の応募があり、研修後は各々が各部署へ知見を持ち帰り、担当業務を通して、社内のサステナビリティの向上に努めています。

● 両タイトル認定者の声

この分野における当社の専門性がいかに持続性を持たせるか、企業としていかにナレッジを蓄積させていくかは、わたし自身も含めて当社社員にかかっています。今回の研修を経て得た知識は自部署の業務、今後のキャリアに活かすことに加え、周りのメンバーにも伝えていきたいと思いました。



投資信託の運用成績は、組み入れている投資先企業の価値に直結するため、当社は投資先企業に対して企業価値を高めるよう、サステナビリティを意識した経営を求めています。相手に求める以上、当社もサステナビリティを意識した経営を行わなければと改めて考えさせられました。

● 今後の方針

2025年も引き続きタイトル取得の推進を行い、サステナビリティ人材の育成に取り組んでいきます。

また、受講者からの声を反映し、カリキュラムの見直し

等定期的にブラッシュアップを行い、研修の質の向上に努めます。さらに、日々サステナビリティに関する情報がアップデートされていく状況において、認定者向けの各種アップデート講義等も行っていく予定です。

部内

リスキリング

2022年より、サステナビリティに関する知見の獲得、エンゲージメント力の向上等を目的に、課題となるテーマを選定し、テーマに沿った書籍を参考に、責任投資部内で勉強会を実施しています。

常に規制の見直し等グローバルに情報が更新されていく中で、知見の共有・個のレベルアップを図り、また、取得した

知識・知見は、社内トレーニーや、若手社員向け勉強会、マーケットレターの発行等を通して、社内全体への浸透を図っています。

引き続きリスキリングを実施することにより、自社のサステナビリティおよび投資先企業のサステナビリティの向上に貢献していきます。